平成２７年（フ）第１４５号
兵庫県明石市野々上３丁目13番12号
債務者　株式会社コニシ
代表者代表取締役　小西　康彦
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前11時
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
愛知県一宮市明地字江端207番地
債務者　株式会社モリベ
代表者代表取締役　森部　俊雄
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午前11時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１５８号
愛知県岡崎市牧御堂町字油田７番地１
債務者　株式会社テーサン
代表者代表取締役　津秦　健一
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
愛媛県松山市来住町1344番地１
債務者　株式会社ジョー・コーポレーション
代表者代表取締役　中岡　大起
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清、同　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午後２時30分
松山地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２０号
福井県小浜市山手３丁目８番３号
債務者　福永酒店こと　福永　正孝
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１１１号
徳島県徳島市南矢三町１丁目９番31―202号　コーポ佐藤Ａ棟、住民票上の住所徳島県徳島市一番町１丁目10番地
債務者　野崎　哲生
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹谷　正廣
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
宮城県大崎市岩出山字東川原町13番地13
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　破産債権の届出期間　平成27年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
岩手県奥州市水沢区中上野町９番39号
債務者　辻山　英明
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　毅
4　破産債権の届出期間　平成27年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第２７２号
神奈川県南足柄市塚原4811番地10
債務者　福井　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　浩
4　破産債権の届出期間　平成27年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６号
岩手県一関市田村町２番16号
債務者　畠山　秀希
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　宏洋
4　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第５７号
北海道苫小牧市緑町１丁目20番５―305号
債務者　今野　佳幸
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月２日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第９８０号
名古屋市千種区春岡１丁目13番３号　シャリエ春岡一丁目102号
債務者　木村　　隆
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　健一
4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７９号
愛知県清須市新清洲４丁目２番地３　新清洲クラウンビル301、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字附田30番地の５
債務者　服部　　章
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　和幸
4　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９号
石川県加賀市大聖寺上福田町ヌの69番地の３
債務者　奥出　　勇
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田康宏
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５５１号
京都市西京区上桂今井町166番地
債務者　中澤　忠長
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　由起
4　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係